## 土地区画整理法第76条第1項の許可申請について

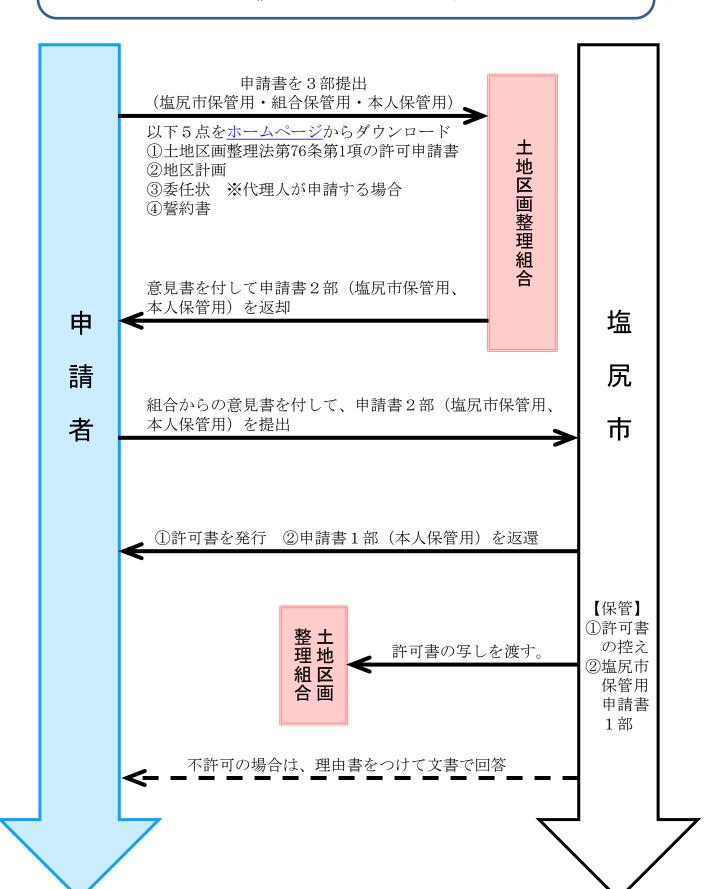
土地区画整理事業の施行地区内において、次にかかげる行為を行おうとする場合には塩尻市長の許可が必要となりますので、次のとおり申請をしてください。

## 許可が必要な行為

- 1 土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更 (盛土、切り土など、土地の形状及び地質の変更)
- 2 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- 3 重量が5トンを越える物件の設置若しくはたい積

許可申請の名称	土地区画整理法第76条第1項の規定に基づく許可申請			
対 象 地 区	塩尻駅北土地区画整理事業施行地区内			
申 請 者	「許可が必要な行為」を行おうとする者			
申請期間	組合設立認可の公告をされた日から換地処分の公告がある日まで ※期間に余裕をもって申請してください。申請書の受理から許可書の発行 まで2週間程度かかります。			
提出先	塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合事務局(JA 塩尻市広丘支所内) 住所 : 塩尻市広丘原新田 215-12 電話 : 0263-53-4781			
申 請 部 数	3部((正本1部:市保管用) (副本2部:組合保管用・申請者保管用)) (添付書類等も含めて作成をお願いします。)			
申請書類	許可申請書及び添付書類			
添付書類	<ol> <li>誓約書</li> <li>委任状 ※代理人からの申請の場合に必要です。</li> <li>位置図 ※建築場所が確認できるもの。</li> <li>【仮換地の場合】仮換地指定通知写し、仮換地の使用収益開始通知の写し、仮換地指定図(縮尺1/500)</li> <li>【保留地の場合】保留地証明書、保留地に関する図面</li> <li>配置図(実測図を含む)</li> <li>平面図(各階)・・・床面積のわかるもの</li> <li>立面図・・・高さのわかるもの</li> <li>その他・・・土地売買契約書もしくは契約書に準ずるものの写し</li> </ol>			
許可権者	塩尻市役所 建設事業部 都市計画課 整備係 住所 :塩尻市大門七番町3番3号 電話 :0263-52-0280(代表) 内線1246 FAX :0263-52-0310 ※許可書の発行に関するご連絡は塩尻市から行います。			
その他	記載例(別紙)を参照して作成してください。			

## 土地区画整理法第76条第1項 申請手続きのフローチャート



塩尻駅北地区につきましては、地区計画を定めており、地区計画に沿ったまちづくりを進めます。概要は次のとおりです。

## 塩尻駅北地区地区計画の概要

区 域 (下図参照)	専用住居区域	住居区域	沿道利用区域
都市計画の用途地域	第一種住居地域		第二種住居地域
建築物の用途制限※	あり	あり	なし
建築物の高さ限度	1 0 m	1 2 m	
建築物の敷地面積の最	1 8 0 m²		
低限	ただし、換地処分した面積が180㎡未満の場合はこの限りでない。		
壁面の位置の制限※ (建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から敷 地境界線までの距離)	①道路から1.5m以上 ②隣地から1.0m以上		

※ 詳細につきましては地区計画のパンフレットをご覧ください。なお、塩尻市地 区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定しているため、都市計 画法第58条の2の届出は不要となります。

